

教員養成セミナー 11月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニングブック

◆第2回◆教育原理
生徒指導・教育評価

講師：大西 圭介

テーマ1

生徒指導

1 生徒指導提要（秋田県 2018 年）

次の文は、「生徒指導提要」（2010 年 3 月 文部科学省）の中で、教科における生徒指導の意義について述べたものの一部である。文中の（ ）から、適切なものを選べ。

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業です。児童生徒一人一人に楽しくわかる授業を（①実感 ②経験）させることは教員に課せられた重要な責務です。ここに、教科における生徒指導の原点があります。生徒指導は教科指導を充実したものとして成立させるために重要な意義を持っています。

毎日の教科指導において生徒指導の機能を発揮させることは、児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級・ホームルームの中での居場所をつくることにほかなりません。このことには、児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、（③自尊感情 ④思考力・判断力・表現力）を育て、自己実現を図るという重要な意義があります。また、教科において生徒指導を充実させることは、学級・ホームルームでの座席やグループの編成などを工夫することでもあり、学習集団における人間関係を調整・改善し、豊かな（⑤資質・能力 ⑥人間性）を育成することにつながります。

◆解答 ① ③ ⑥

テーマ1

『生徒指導提要』

第1章 生徒指導の意義と原理

第1節 生徒指導の意義

1 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の**人格を尊重**し、**個性の伸長**を図りながら、**社会的資質**や**行動力**を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの**人格のよりよき発達を目指すとともに**、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、**学習指導と並んで**学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

※冊子版では「...よりよい発達を目指すとともに、...」

『生徒指導提要』

第2章 教育課程と生徒指導

第1節 教科における生徒指導 1 教科における生徒指導の意義

児童生徒にとって、学校生活の中心は授業です。児童生徒一人一人に楽しくわかる授業を**実感**させることは教員に課せられた重要な責務です。ここに、教科における生徒指導の原点があります。生徒指導は教科指導を充実したものとして成立させるために重要な意義を持っています。毎日の教科指導において生徒指導の機能を発揮させることは、児童生徒一人一人が生き生きと学習に取り組み、学校や学級・ホームルームの中での居場所をつくることにほかなりません。このことには、児童生徒一人一人に**自己存在感**や**自己有用感**を味わわせるとともに、**自尊心感情**を育て、自己実現を図るという重要な意義があります。また、教科において生徒指導を充実させることは、学級・ホームルームでの座席やグループの編成などを工夫することでもあり、学習集団における人間関係を調整・改善し、豊かな**人間性**を育成することにつながります。

テーマ1

『生徒指導提要』

第5章 教育相談 第1節 生徒指導と教育相談

教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。

教育相談の目的を実現するためには、発達心理学や認知心理学、学校心理学などの理論と実践に学ぶことも大切です。また、学校は教育相談の実施に際して、計画的、組織的に情報提供や案内、説明を行い、実践することが必要となります。

(中略)

教育相談と生徒指導の相違点としては、教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところにあります。

2 生徒指導提要（岩手県 2018 年一部改題）

次の語句は、「生徒指導提要」（2010 年 3 月 文部科学省）の中で、「教育相談でも活用できる新たな手法等」として述べられているものである。正しいものには○を、誤っているものには×をつけよ。

(1)	語句	ソーシャルスキルトレーニング
	説明	対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングである。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す。
(2)	語句	アングーマネジメント
	説明	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法である。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される。
(3)	語句	ピア・サポート活動
	説明	児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムである。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる。
(4)	語句	アサーショントレーニング
	説明	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングである。「セルフエスティーム（自尊心）の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指す。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法である。

◆解答 (1)× (2)× (3)○ (4)×

テーマ1

『生徒指導提要』

第5章図表5-3-3 教育相談でも活用できる新たな手法等

手法名	概要
グループエンカウンター	「エンカウンター」とは「出会う」という意味。 グループ体験を通じ、他者と自分に出会うこと を意味する。 人間関係作りや相互理解 を目指す。学級作りや保護者会などに活用できる。
ピアサポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味。児童生徒の社会的スキルを「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムである。
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法。 「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「問題を解決する」「集団行動に参加する」 などを目標とする。
アサーショントレーニング	対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニング。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「援助を申し出る」といった 他者とのかわりをより円滑にする 社会的行動の獲得を目指す。
アンガーマネジメント	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法。 段階的に怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えることを目指す 。また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もある。
ストレスマネジメント教育	様々な ストレスに対する対処法を学ぶ手法 。ストレスについての知識の獲得、「リラクゼーション」、「対処法」というプロセスを踏む。危機対応などによく活用される。
ライフスキルトレーニング	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるための トレーニング。「自尊心の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指す。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法。
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようなカウンセリング的方法。

3 いじめの防止等のための基本的な方針（奈良県 2018 年）

次の文は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（2013 年 10 月 文部科学大臣決定、最終改定 2017 年 3 月）の一部である。（ ）に入る適語の正しい組み合わせを選べ。

7 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う（ a ）を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな（ b ）や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの（ c ）を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、（ d ）や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

- (1) a－親和関係 b－情操 c－個性 d－自尊感情
- (2) a－対人関係 b－情操 c－人格 d－自己有用感
- (3) a－対人関係 b－情操 c－個性 d－自己有用感
- (4) a－親和関係 b－心情 c－人格 d－自己有用感
- (5) a－対人関係 b－心情 c－個性 d－自尊感情
- (6) a－親和関係 b－心情 c－人格 d－自尊感情

◆解答 (2)

テーマ1

いじめ防止対策推進法③

いじめの定義

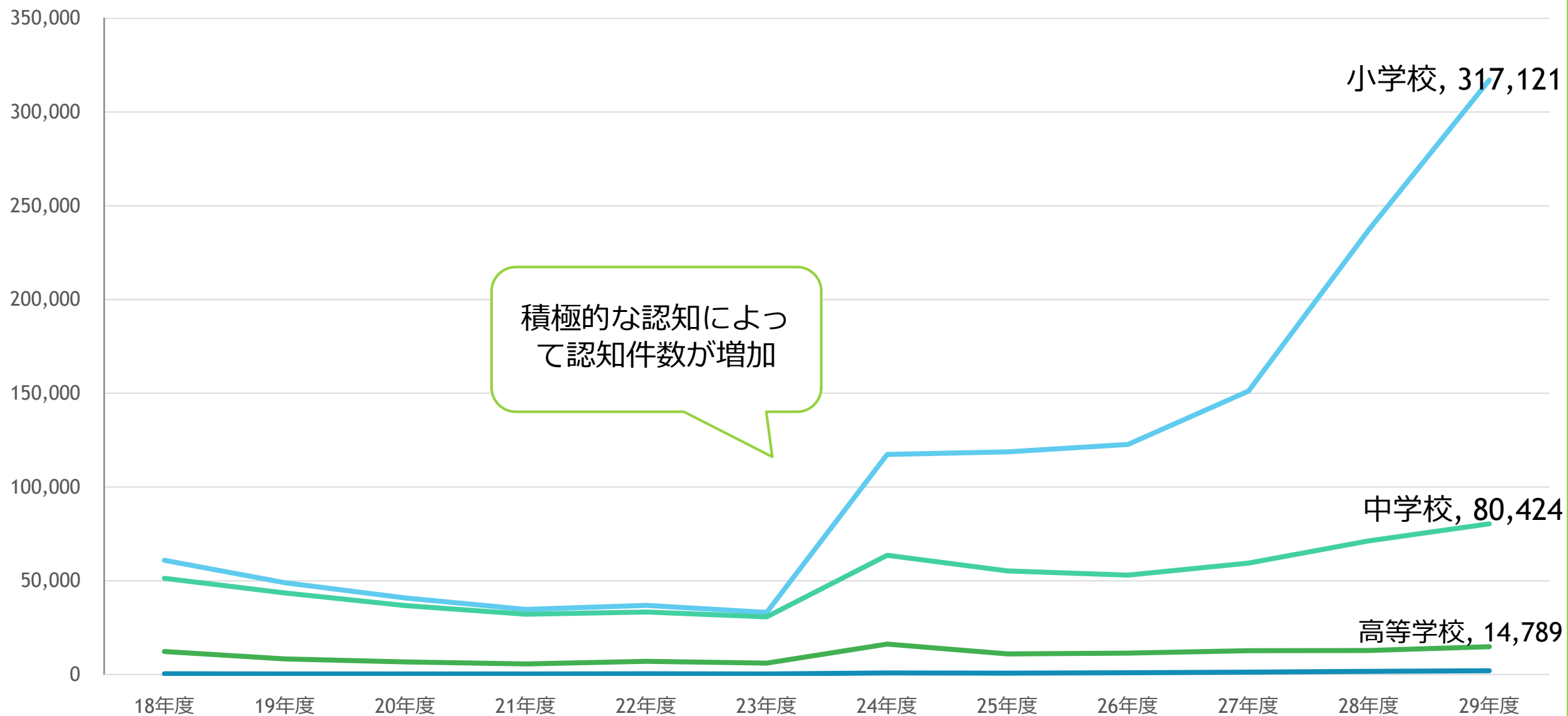
「一定の人的関係」とは、
学校の内外を問わない

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

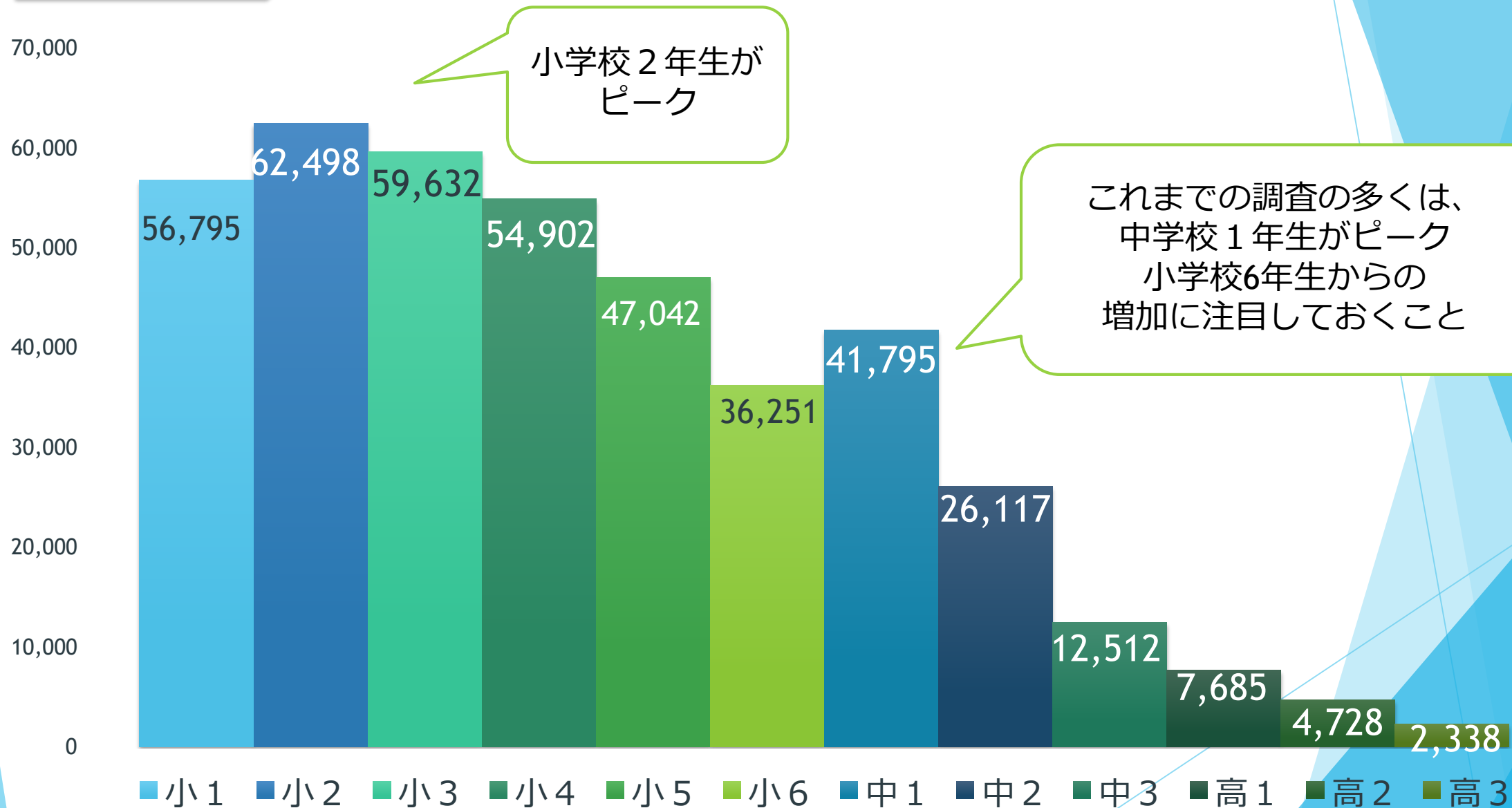
テーマ1

いじめの認知件数の推移



テーマ1

学年別のいじめの認知件数（29年度）



テーマ1

いじめの態様別の割合

国公立

心理的な
いじめが多い。
※いじめの発見
には、教員の見
極める力が必要
とされる。

	件数	割合
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	257,996 件	62.3 %
仲間はずれ、集団による無視をされる。	58,290 件	14.1 %
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	87,170 件	21.6 %
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	24,066 件	5.8%
金品をたかられる。	4,896 件	1.2%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	24,017 件	5.8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	31,351 件	7.6%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	12,632 件	3.0%
その他	17,225 件	4.2%

テーマ1

いじめ防止基本方針

6 いじめの理解

いじめは、**どの子供にも、どの学校でも、起こりうる**ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「**暴力を伴わないいじめ**」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「**暴力を伴ういじめ**」とともに、**生命又は身体に重大な危険**を生じさせうる。

テーマ1

いじめ防止基本方針②

7 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、**どの子供にも、どの学校でも起こりうる**ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う**対人関係**を構築できる社会性のある大人へと育み、**いじめを生まない土壌をつくる**ために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

テーマ1

いじめ防止基本方針③

7 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止の続き

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

テーマ1

いじめ防止基本方針④

7 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止の続き

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

4 不登校児童生徒への支援の在り方について(神戸市 2018 年一部改題)

「不登校児童生徒への支援の在り方について」(2016 年 文部科学省)の内容として誤っているものを選べ。

- (1) 不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要である。
- (2) 校長のリーダーシップの下、教員だけで、組織的な支援体制を整えることが必要である。
- (3) いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよい。

◆解答 (2)

テーマ1

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

1 基本的な考え方

(1)支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標にするのではなく**、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

テーマ1

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

1 基本的な考え方

(2)学校教育の意義・役割>

不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、**個々の児童生徒に応じた**きめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて**進路の選択肢を広げる**支援をすることが重要であること。

さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、**なじめない要因の解消**に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、**教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学**での受入れなど、様々な関係 機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、**学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心**となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「**児童生徒理解・教育支援シート（試案）**」を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、**教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効**であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。

テーマ2

教育評価

1 教育評価（新潟県 2018 年）

教育評価に関する語句と説明の組み合わせとして適切でないものを選び。

1	相対評価	ある一定の集団の中の相対的な位置関係によって、ある個人の学力や能力を判断する評価。
2	パフォーマンス評価	論説文やレポートなどの完成作品や、スピーチやプレゼンテーションなどの実演等、知識やスキルを使いこなすことを求める評価。
3	観点別評価	学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積して学習状況を把握し、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す評価。
4	総括的評価	一定の教育活動が終了した際に評価を実施し、教育実践や学習活動を全体として把握するための評価。
5	ルーブリック	学習における具体的な目標と、それぞれの達成レベルを示した評価基準表。

◆解答 3

テーマ2

相対評価

評語・評価点ごとの**全体の分布率**を示して、**個人**の評価結果を決めるもの。

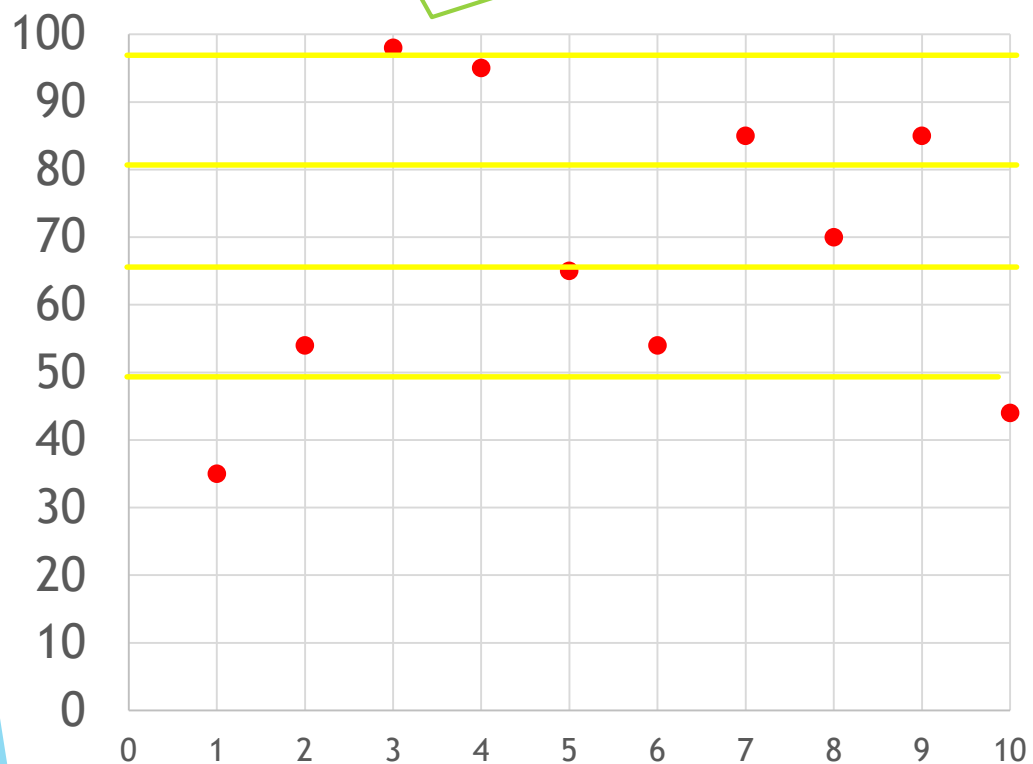
組織内で、**他者と個人を比較評価**できる。

相対評価の代表例は、高等学校の成績表の5段階評価。

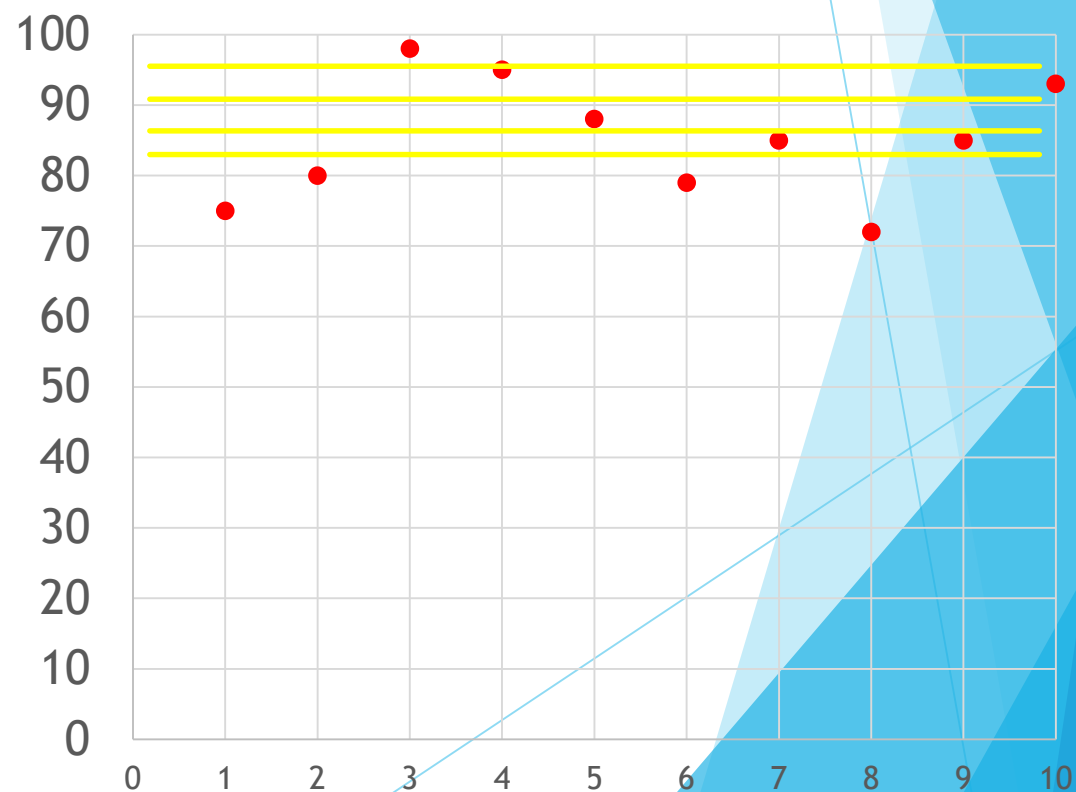
テーマ2

相対評価の問題点

正確な実力を測れているとは言い難い。



テスト等で
みんなが高得点の場合、
点数が取れているにもかかわらず、
成績が悪くなる人がいる。



テーマ2

観点別評価

各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。

新学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に取り組む態度」の3観点。

テーマ2

ポートフォリオ

自分の実績をアピール
するための「作品集」

子どもたちが学習過程で残したレポートや試験用紙、活動の様子を残した動画や写真などを、ファイルに入れて保存する評価方法。従来の科目テストや知力テストだけでは測れない、個人能力の総合的な学習評価方法。

教師とともに生徒自身も自己評価を行いながらステップアップしていくというものであるため、保存する情報は生徒たちが自分のことを客観的に見ることができるよう、意義のあるものを取捨選択していく。

テーマ2

到達度評価①

診断的評価：入学時などの段階において、学習者がどの程度の実力を有しているのかを測るために行うもの。学年開始時の実力テストなどがそれに当たる。

テーマ2

到達度評価②

形成的評価：学習指導の途中において実施し、それまでの指導内容を学習者がどの程度理解したかを評価する。教師はこの情報を元に指導の計画を変更したり、理解の足りない部分について、あるいは理解の足りない学習者に対して補充的な指導を行う。

テーマ2

到達度評価③

総括的評価：学期や学年の最終的な評価のために行うもの。実力テストや単位修得試験などがこれに当たる。

2 教育評価（京都府 2018 年）

次の各文は、教育評価について述べたものである。（ ）に入る適語の組み合わせとして正しいものを選べ。

- 学びの証拠となる資料に基づいて評価をし、自らの学習活動を振り返ることを目的としているのが（ ① ）評価である。
- アメリカの教育心理学者である（ ② ）は、教育評価を単元の最後に行うだけでなく、学習途上で繰り返し行うことの必要性を説き、評価を診断的評価、（ ③ ）評価、総括的評価の3つに区分した。
- 相対評価は（ ④ ）に準拠した評価とも呼ばれ、絶対評価は（ ⑤ ）に準拠した評価とも呼ばれる。

	①	②	③	④	⑤
ア	ループリック	ブルーム	習得的	分布	目標
イ	ポートフォリオ	ブルーム	形成的	集団	目標
ウ	ポートフォリオ	ローゼンタール	形成的	分布	個人
エ	ポートフォリオ	ブルーム	習得的	集団	個人
オ	ループリック	ローゼンタール	形成的	分布	目標

テーマ2

ブルーム

学習理論名	特徴
完全習得学習	「適切な指導を行えば、どの子も教育内容を完全に習得できる」という前提に立って提唱された理論。 手順は、(1)学習の過程でテストを行い、学習者が教育目標を達成できているかを確認する。(2)達成できていない学習者に対しては、補充教材を与えたり個別に指導を行う。(3)それを繰り返す。 ブルームは学習指導と教育評価を一体的に捉えた。評価を診断的評価(学習者の力量を事前に把握し、指導計画を立てるための評価),形成的評価(教授を通して学習者がどの程度理解したのかを確認するための評価),総括的評価(教授の結果を知るための評価)の3つに分け,形成的評価を重要視した。

3 道徳科に関する評価（福井県 2018 年）

次の各文は「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（2015 年 7 月改訂）の道徳科に関する評価について述べた文である。（ ）に入る適語の組み合わせとして正しいものを選べ。

- 数値による評価ではなく、（ A ）であること。
- 他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます（ B ）として行うこと。
- 他の児童生徒と比較して（ C ）を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。

- ① A：記述式 B：個人内評価 C：優劣
- ② A：記述式 B：観点別評価 C：優劣
- ③ A：記述式 B：個人内評価 C：正否
- ④ A：口頭 B：観点別評価 C：正否
- ⑤ A：口頭 B：個人内評価 C：正否
- ⑥ A：口頭 B：観点別評価 C：優劣

◆解答 ①

テーマ2

特別の教科 道徳の評価

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、**数値などによる評価は行わない**ものとする。

テーマ2

特別の教科 道徳の評価

「小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳」「第5章 道徳科の評価」「第2節道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価」「2 道徳科における評価」

個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

テーマ2

特別の教科 道徳の評価

「小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳」 「第5章 道徳科の評価」 「第2節道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価」 「2 道徳科における評価」

道徳科の評価は、選抜に当たり客観性・公平性が求められる入学者選抜とはなじまないものであり、このため、道徳科の評価は調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要がある。

4 評価規準（神奈川県 2018 年）

次の文は、「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校 算数）」（2011 年 11 月 国立教育政策研究所 教育課程研究センター）「第 1 編 総説 第 2 章 評価規準の設定等について（第 2 編関係）」の一部抜粋である。（ ）に入る適語の組み合わせとして正しいものを選び。

学習評価の工夫改善を進めるに当たっては，学習評価をその後の（ ア ）の改善に生かすとともに，学校における教育活動全体の改善に結び付けることが重要である。その際，（ ア ）の過程や学習の結果を（ イ ）に把握することが必要である。

そのためには，評価規準を適切に設定するとともに，評価方法の工夫改善を進めること，評価結果について教師同士で検討すること，実践事例を着実に継承していくこと，授業研究を通じ教師一人一人の力量の向上を図ること等に，（ ウ ）のリーダーシップの下で，学校として，組織的・計画的に取り組むことが必要である。

- | | | | |
|---|--------|-----------|---------|
| ① | ア 学級経営 | イ 系統的，包括的 | ウ 校長 |
| ② | ア 学習指導 | イ 継続的，総合的 | ウ 校長 |
| ③ | ア 学習指導 | イ 系統的，包括的 | ウ 教育委員会 |
| ④ | ア 学級経営 | イ 継続的，総合的 | ウ 教育委員会 |
| ⑤ | ア 学習指導 | イ 系統的，包括的 | ウ 校長 |

◆解答 ②

国立教育政策研究所「評価基準の作成のための参考資料(小学校)」(平成22年)

第1編 総説 第2章 評価基準の設定等について

3 各学校における学習評価の進め方及び留意点

各学校において、学習評価を行うために評価基準を設定することは、児童生徒の学習状況を判断する際の目安が明らかになり、指導と評価を着実に実施することにつながる。また、学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価を**その後の学習指導の改善に生かす**とともに、学校における教育活動全体の改善に結びつけることが重要である。その際、学習指導の過程や学習の結果を**継続的、総合的**に把握することが必要である。そのためには、評価基準を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善を進めること、評価結果について**教師同士で検討すること**、実践事例を着実に継承していくこと、授業研究等を通じ教師一人一人の力量の向上を図ること等に、校長のリーダーシップの下で、学校として、**組織的・計画的**に取り組むことが必要である。